

徳島県訓令第12号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県職員服務規程（昭和40年徳島県訓令第498号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「東部各局又はセンター等」及び「東部各局及びセンター等」を「出先機関」に改める。

様式第12号中「総合県民局並びに」を削り、「東部各局及びセンター等」を「出先機関」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。